

恵まれた環境を守り、安全で安心なまち

やさしさと思いやりのあるまちづくり

①地域福祉の推進

現況と課題

◆近年、家族のきずなや地域のつながりが希薄になっており、ひきこもり、児童・高齢者の虐待、配偶者等への暴力、地域からの孤立などが社会問題となっています。

また、高齢化の進行、経済格差の拡大に伴う生活困窮者等からの相談件数も増加しています。

このような状況の中、住民の福祉需要が多様化しており、公的なサービス提供のみならず、地域のつながりを活かした助け合いや支え合いが必要です。

基本的な方向

◆地域住民、ボランティアや様々な福祉活動を行う団体がお互いに連携し、人々が安心して生活できるよう地域福祉の取り組みを進めます。

また、生活困窮者等に対しては、民生委員や関係機関との連携をとりながら、自立を助けるための相談体制を充実します。



施策の体系

①地域福祉の推進

(1) 地域福祉の推進

(2) 相談体制の充実

施策の内容

(1) 地域福祉の推進

◆地域福祉への住民の理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。

◆地域住民が、子どもから大人まで互いのふれあいを深め、共に支え合うまちづくりを進めます。

◆福祉活動を行う様々な団体が連携して適切にサービス提供ができる仕組みづくりを進めます。

(2) 相談体制の充実

◆生活困窮者等の相談に対しては、世帯の実情に応じた自立と更正に向けた相談体制づくりを進めます。

主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
地域福祉の推進	町・住民・その他	地域福祉活動の普及啓発
	町・住民・その他	子どもから高齢者までのボランティア活動育成と支援
	町・住民・その他	福祉活動を行う団体のネットワークの整備

②児童福祉の充実

現況と課題

◆地域社会の結びつきの希薄化や核家族化、共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まっている家庭もあります。

そのため、子育て支援センターや保育所だけでなく、地域住民の協力も得て子育て支援体制を整える必要があります。

また、乳幼児期の人格形成に必要な子ども同士のふれあいの場としての保育所の役割も重要になっていますが、少子化により入所児童が少なくなり、その役割を十分に果たせない保育所も出てきています。

子ども同士のふれあいの場づくりや様々な保育需要に対応するため、良好な保育環境を確保する必要があります。

基本的な方向

◆子育ての基本的な責任は家庭とし、行政、関係団体、地域の役割を明確にしたうえで、子育てを支える体制を整えます。

また、良好な保育環境を確保するため、保育所を統合・整備するとともに、様々な保育需要に対応するため、職員体制を充実し、全保育所で延長保育や一時保育を行います。

さらに、家庭の状況を把握して、支援の必要な家庭に対しては子育て支援センターや保育所等が連携して積極的な支援を行います。

施策の体系

②児童福祉の充実

(1) 保育所機能の充実

(2) 子育て支援体制の充実

施策の内容

(1) 保育所機能の充実

- ◆保育所の統合・整備を行うとともに、廃所となる保育所の有効利用を検討します。
- ◆全保育所での一時保育、延長保育を実施します。
- ◆就学前教育の場として、保育内容を充実します。



(2) 子育て支援体制の充実

- ◆子育て支援センターの統括のもと、保育所や児童館を地域子育て支援センターとして位置付け、必要に応じて保健師等と連携しながら子育て支援を行います。
- ◆子育てモデル地区を設定し、地域で子育てを支える体制づくりを支援します。
- ◆学校との連携を強化し、放課後児童クラブを中心に放課後の児童の居場所づくりを充実します。
- ◆ひとり親家庭、障害児を持つ家庭に対して、児童年金等を給付し、支援します。
- ◆岩美町子育て支援ネットワーク地域協議会内の各関係機関と連携し、児童虐待の発生防止に努めます。

主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
保育所機能の充実	町	保育所の統合・整備
子育て支援体制の充実	町・その他	子育て支援センターへの子育て情報の集中化 (学校・保育所等関係機関とのネットワークの構築)

健康で生きがいの持てるまちづくり

③高齢者・障害者福祉の充実

現況と課題

◆高齢者福祉

核家族化の進行や高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれます。

介護サービスの充実や介護予防の推進と併せて、高齢者自身が自立し、何らかの支援が必要になっても地域の支え合いによって、尊厳を持って安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

◆障害者福祉

障害者がある有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう自立に向けた支援や援助が必要となります。

また、地域の中でともに生活を送れるよう、住まい・働く場・福祉サービスの包括的な体制の確立が必要です。

基本的な方向

◆高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、介護が必要になっても地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備します。

また、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、相談体制など地域活動支援の充実、また、重度障害者が地域で暮らせるよう基盤整備を進めます。

さらに、障害者が地域で働けるように就労支援体制の整備を進めます。



施策の体系

③高齢者・障害者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

(2) 障害者福祉の充実

施策の内容

(1) 高齢者福祉の充実

◆高齢者の豊かな経験と知識を活かして、地域活動に積極的に参加できるよう支援します。

◆高齢者の移動を円滑にするための交通手段の確保に努めます。

◆介護や支援が必要な、高齢者の地域生活を支える「ふれあいサロン」*の立ち上げを支援するとともに、それに関わるボランティアを養成します。

◆認知症やひとり暮らしの介護が必要な高齢者を関係機関や地域住民と連携して、年間を通して終日支える体制づくりを進めます。

(2) 障害者福祉の充実

◆空き教室などを利用して、障害者の活動の場を提供し、日常生活に必要な訓練、指導を行う小規模作業所などを支援します。

◆施設入所者も参加できる機能訓練、日常動作訓練などの支援を行います。

◆重度障害者が地域で暮らせるように、一時預かりや見守りなどの支援を行います。

◆福祉と雇用の連携により、障害者の就職や職場定着を支援します。

◆障害者が適性に応じ、より力を発揮して働けるように授産施設から一般就労への移行を促進します。

主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
高齢者福祉の充実	町・住民・その他	高齢者の活動支援、福祉輸送体制の整備
	町・その他	地域密着型サービスの推進
障害者福祉の充実	町・その他	福祉サービスの基盤整備
	町・その他	福祉サービスや就労に関する相談支援体制の整備

*ふれあいサロン…地域の中で、仲間づくりや異世代交流を行うなどふれあいを深める地域住民が運営するサロン。

④保健・医療の充実

現況と課題

◆保健

著しく社会情勢が変化するストレス社会の中で、子どもから大人まで年齢を問わず、心身の健康に影響のあるライフスタイルに起因する生活習慣病、うつ病、自殺、10代の妊娠中絶などが深刻な問題になっています。

また、介護認定者が増加する中で、初老期にあっても介護予防視点に立った生活習慣病予防の強化継続が必須であり、自らの命と健康を守り、一人ひとりの生命が尊重されるような環境づくりが必要です。

◆医療

国の医療に対する方向は、施設医療から在宅医療に向かっていますが、在宅医療の支援体制はまだ十分でなく、その充実が求められています。

そのような中、地域医療の中核病院となる岩美病院では、現在認知症病棟を休止しています。

医師不足という全国的な課題はありますが、早期再開と充実した診療が望まれています。

さらに待つ医療ではなく、地域に出かける医療を展開し、住民の信頼を得ることが重要となります。

基本的な方向

◆生涯にわたってストレスをためず、若い頃から自分の健康に注意しながら、たとえ高齢であっても生活習慣を修正する前向きな取り組みを促進します。

また、家庭・学校・職域・地域などの生活場面に合わせて、お互いのかかわりあいを大切にしながら個人を支援する「こころの健康づくり」に取り組んでいきます。

また、岩美病院では在宅医療を支援するため、通所リハビリテーション利用者の増員を進めるとともに、通院できない方等の訪問リハビリテーションにも取り組みます。

あわせて、訪問看護を充実するなど病院と在宅との循環型医療体制の構築に取り組みます。

さらに、各種医療・介護機関等と連携して相談体制を充実するなど地域医療を展開します。

また、公営企業として独立採算制の原則に立ち、健全経営に取り組みます。



施策の体系

④保健・医療の充実

(1) 保健の充実

(2) 医療の充実

施策の内容

(1) 保健の充実

◆寝たきりや認知症にならないで、住民が生き生きと満足いく生活が送れるように、40歳以上を重点に地域での自主的な健康づくり活動を支援します。

◆生活習慣病対策として、健診データ等を活用しながら、生活習慣を改める健康教育を促進します。

◆母子の健康推進、家庭での食育、思春期相談など、家庭生活指導を保育所・学校と連携して進めます。

◆ストレスを十分解消して、心身をしっかり休めることのできる心の健康づくりを推進します。

◆自らの健康課題に気付き、自主的に解決していけるように促す取り組みを行います。

(2) 医療の充実

◆訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなど地域在宅ケアの充実に取り組みます。

◆病院間の「病病連携」、開業医との「病診連携」、また介護施設との「病介連携」などにより、総合的な地域医療を展開します。

◆高齢社会の対応と医療制度改革の方向性を見極めながら、療養病棟の在り方について検討します。また、休止している診療科について早期の再開を目指します。

◆地域での懇談会の開催、病院情報の積極的な公開及び相談体制の充実などにより、住民との信頼関係の構築に取り組みます。

主な事業

区分	事業主体	5ヵ年の主な事業
保健の充実	町・その他	地域での自主的な高齢者の集い育成支援
	町・その他	健康運動自主グループ支援
	町	自主的な健康管理のための講座の充実や検診受診後の事後指導の充実
	町	ライフサイクルに応じた口腔対策の推進
医療の充実	町	医療機器整備
	町	訪問リハビリテーションの実施
	町	診療科の充実

安全で安心なまちづくり

⑤消防・防災対策の充実

現況と課題

◆鳥取県西部地震、新潟県中越地震、大型台風の到来など、近年大規模な自然災害が発生しています。

梅雨や台風時の豪雨、大きな地震等による山崩れ、護岸決壊などの災害に対する予防対策を講じる必要があります。

さらに、火事やテロ行為など予測できない災害も発生する可能性があります。

被害を最小限に食い止め、住民の生命や財産を守るためには、日頃から災害に対する予防や備えをしておく必要があります。

また、地域の防災の中心となる町消防団については、団員の高齢化や団員の確保に苦慮している地域もあり、消防組織の強化とともに、自主防災組織の拡充が急がれます。

基本的な方向

◆防災施設の整備を進め、関係機関と一体となった防災体制を確立するとともに、町消防団の団員確保や育成に努め、消防設備の更新等を行うなど消防力を強化します。

また、地域の安全は地域で守るという意識を高め、自主防災組織の設立を進めます。

さらに、危険箇所について総合的・計画的に治山治水対策を進め、災害への耐力を高めます。

施策の体系

⑤消防・防災対策の充実

(1) 防災対策の充実

(2) 消防防災の強化

(3) 治山治水対策

施策の内容

(1) 防災対策の充実

◆住民の防災意識を高めるため、防災訓練、研修会等を実施し、自主防災組織づくりを進めます。

◆災害による被害を低減するため、ハザードマップ*を作成し、災害発生に備えます。

(2) 消防防災の強化

◆地域を上げて消防団員の確保や育成に取り組むとともに、団員の研修や訓練により消防力を強化します。

◆小型動力ポンプの更新等により消防体制の充実に取り組めます。

◆広報等を通じた啓発により、住民の防火、火災予防意識を高めます。また、住宅用火災報知器の設置促進に努めます。

◆河川等の自然水利に加え、水道管の更新等にあわせた消火栓の改修、防火水槽等の人工水利を整備し、安定した消防水利を確保します。

(3) 治山治水対策

◆山地災害の危険性が高い地域について治山事業や地すべり防止事業を実施します。

◆土石流危険渓流地域、急傾斜地崩壊危険箇所等については地域の調和に配慮し砂防ダム、擁壁等の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。

◆県との連携により蒲生川等の改修を進めます。

主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
防災対策の充実	町・住民・その他	自主防災組織の設立(8地区：蒲生地区設置済)
	町	防災施設の整備
	町	ハザードマップ作成
消防防災の強化	町	小型動力ポンプの更新
	町	消火栓の改修
治山治水対策	県・町	急傾斜地崩壊対策事業(長郷地区外)
	県・町	河川改良事業(蒲生川外)

*ハザードマップ…自然災害の被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

⑥交通安全対策と防犯活動の推進

現況と課題

◆交通安全

近年、本町の交通事故は増加傾向にあります。特に、高齢化の進行に伴い高齢者の交通事故が増加しています。

交通事故を減らすためには、各世代が互いに注意し、思いやりを持って行動できるように、行政、学校、家庭、職場、地域等が連携して交通安全啓発を行う必要があります。

◆防犯

犯罪は、社会環境の変化や都市化の進展に伴って、凶悪化、広域化、低年齢化しています。

現在、本町には幹部派出所、駐在所(3カ所)が設置され、地域の安全確保にあたっていますが、コミュニティ意識の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯感が薄れる傾向も見られます。

今後は、地域に密着した防犯意識の確立・強化が求められています。

基本的な方向

◆「一人ひとりが事故に遭わない、事故を起こさない」という交通安全意識を高めるため、地域住民や交通安全指導員等の街頭指導をはじめ、広報啓発活動を積極的に行うとともに、道路環境、住宅環境が変化していく中、状況に応じた交通安全施設を整備します。

また、犯罪発生を未然に防ぐため、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、警察や自治会等との連携により、地域での自主的な防犯組織づくりを進めます。



施策の体系

⑥交通安全対策と防犯活動の推進

(1) 道路交通環境の整備

(2) 交通安全思想の普及徹底

(3) 防犯対策の推進

施策の内容

(1) 道路交通環境の整備

◆歩道のバリアフリー化等を促進し、安心して通行できる道路環境を整えます。

◆道路利用者にわかりやすい誘導標、看板などの交通安全施設を整備します。

◆交通事故の実態を研究・把握し、効果的な道路環境を整備します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

◆住民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、参加・体験・実践型の交通安全活動を充実します。

◆幼児から高齢者まで段階的な交通安全学習を行い、特に事故発生率の高い高齢者に対し重点的に学習会などを行います。

◆交通安全指導員や安全運転管理者など交通安全指導に携わる者の指導能力を向上させるため、講習会等を充実、強化します。

◆飲酒運転などの交通違反をなくすよう啓発に取り組みます。

(3) 防犯対策の推進

◆安全で住みよい地域社会の実現に向けて、警察や自治会等と連携して、地域での自主的な防犯組織づくりを進めます。

◆広報や防犯研修会を通じて、住民の防犯意識を高めます。



主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
道路交通環境の整備	町	交通安全施設整備事業
防犯対策の推進	町・住民・その他	自主防犯組織の設立

自然と共生するまちづくり

⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進

現況と課題

◆分別収集、指定ごみ袋の導入、古紙類のステーション回収、資源回収推進団体への報奨金の交付などの実施により、ごみの量は徐々に減っています。

本町の可燃ごみ処理は鳥取市の施設に委託していることから、今後さらに、ごみの減量化、再資源化を進めるため、より一層の取り組みが必要です。

また、東部圏域の市町が設置している5つの焼却施設は稼働期限が迫っていることから、東部広域行政管理組合が進める可燃物焼却施設の整備を促進する必要があります。

基本的な方向

◆住民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化、再利用、再資源化を推進し、ごみを少なくする習慣付けやシステムづくりにより、循環型社会の構築を目指します。



施策の体系

⑦廃棄物処理対策とリサイクルの推進

(1) ごみゼロへの取り組み

(2) ごみ処理の広域化

施策の内容

(1) ごみゼロへの取り組み

◆ごみの分別の徹底や再資源化の推進、マイバック運動や生ごみの堆肥化などによって、ごみを出さないシステムづくりに取り組みます。

◆事業所などからの紙ごみや生ごみなどの削減に取り組みます。

(2) ごみ処理の広域化

◆「東部広域行政管理組合ごみ処理広域化実施計画」に基づき、可燃ごみ広域化処理施設の整備を促進します。

◆可燃ごみ広域処理施設の整備に併せ、ごみの中継拠点施設の整備を推進します。

◆中継拠点施設の整備に併せ、老朽化した清掃工場を処分します。

主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
ごみ処理の広域化	町、その他	東部広域行政管理組合可燃ごみ広域化処理施設の促進
	町	ごみの中継拠点施設の設置
	町	清掃工場解体撤去

⑧自然環境保全と景観形成

現況と課題

◆自然環境の保全

地球温暖化問題や自然環境の破壊など、私たちが地球の環境に与える影響は、国際的な問題となっています。

これらの問題を解決するため、自然と社会が調和した環境づくりを住民、事業者、行政が協働して進めていく必要があります。

◆景観形成

本町は浦富海岸や河合谷高原など豊かな自然や美しい風景に恵まれています。

これらを守り、自然と調和のとれた景観を保つまちづくりを進める必要があります。

基本的な方向

◆貴重な自然を保護するため、様々な環境保全施策を展開し、自然と社会が共生する快適な環境づくりを進めます。

また、住民と行政が協働して、環境に配慮した景観保全に取り組み、快適で憩いのある生活空間の形成に努めます。

さらに、住民の安らぎやコミュニティ活動の場として、身近な公園の利用を促進します。

施策の体系

⑧自然環境保全と景観形成

(1) 環境保全対策の推進

(2) 美しい景観の形成

施策の内容

(1) 環境保全対策の推進

◆住民やボランティアなどによる環境美化活動や清掃活動を支援します。

◆悪臭・水質汚染等の監視体制を続けるとともに、野焼き・悪臭等の苦情相談体制を充実します。

◆海岸線を保全するため漂着物を住民と協働で撤去処理していきます。

◆住民やボランティア団体と協働して不法投棄の監視・防止に努めます。

◆地球温暖化対策として住民に対し、環境に配慮した生活様式を推奨します。

◆次世代を担う子供たちに環境教育、環境学習機会を提供し、あわせて充実します。

◆風力などの新エネルギーの導入に向け取り組みます。



(2) 美しい景観の形成

◆美しく豊かな自然や風景を守るため、住民と行政が一体となって、景観形成に取り組みます。

◆工作物の新築や土地造成などに対し、周辺の景観に配慮した景観形成を促進します。

◆地域のコミュニティ活動の場として、地区内にある公園の利用を促進します。

◆豊かな自然環境を保全し、住民に憩いの場を提供します。



主な事業

区分	事業主体	5カ年の主な事業
環境保全対策の推進	町・その他	民間活力による新エネルギー導入の促進